(目的)

第1条 乙は、甲に対して、電子請求システムサービス利用仕様書(以下「仕様書」という。) に基づき、本サービスを提供するために必要な環境を構築するとともに、甲の本サービスに係る非独占的な利用を許諾するものとする。

(契約期間)

第2条 この契約による本サービスの契約期間は、令和8年2月1日から令和13年1月 31日までとする。

(サービス利用料)

- 第3条 サービス利用料の月額は、〇〇〇円並びにこれに係る消費税及び地方消費税相当 額とする。
- 2 サービス利用料は、契約期間の初日からこの契約が満了し、又は解除される日までを 契約期間として、月ごとに計算するものとする。ただし、この契約が契約期間中に解除 された場合で、契約解除日が月の途中であるときは、最終月のサービス利用料は当該月 の日数による日割計算によって計算するものする。
- 3 サービス利用料の月額に1円未満の端数が生じる場合は、その端数を切り捨てるものとする。

(サービス利用料の支払)

- 第4条 サービス利用料は、前条に規定するサービス利用料を月ごとに支払うものとする。
- 2 乙は、前項に規定するサービス利用料を当該月分の利用終了後に請求することができる。
- 3 甲は、前項の適法な支払の請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に支払うものとする。ただし、支払期日が金融機関の休業日に当たる場合は、翌営業日までに支払うものとする。

(契約の保証)

- 第5条 乙は、甲においてその必要がないと認める場合を除き、この契約の締結と同時に、 次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。なお、第4号の場合におい ては、その保険証書を甲に寄託しなければならない。
  - (1) 契約保証金の納付
  - (2) 契約保証金に代わる担保となる国債の提供
  - (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行又は甲が確実と認める金融機関の保証
  - (4) この契約による債務の不履行により生ずる損害を塡補する履行保証保険契約の締結
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額(第6項において「保証の額」という。)は、契約金額(頭書の契約月額に12を乗じた額に消費税(消費税及び地方消費税相当額)率を加えて得た額をいう。以下同じ。)の10分の1以上としなければならない。
- 3 第1項第1号の契約保証金には利子は付けない。
- 4 乙が第1項第3号又は第4号のいずれかに掲げる保証を付する場合は、当該保証は第 19条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなけ

ればならない。

- 5 第1項の規定により、乙が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該 保証は、契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号に掲げる 保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 6 契約金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の契約金額の10分の1に達するまで、甲は保証の額の増額を請求することができ、乙は保証の額の減額を請求することができる。
- 7 甲は、この契約が履行されたとき、又は第12条第1項、第16条若しくは第17条 の規定によりこの契約が解除されたときは、契約保証金(契約保証金に代わる担保とし て提供された国債を含む。)を乙に還付するものとする。

(譲渡等の禁止)

- 第6条 甲及び乙は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継 してはならない。ただし、書面により甲の承諾を得たときは、この限りでない。
- 2 乙は、本サービスの提供及びそれに付帯する作業(以下「サービス提供等」という。) を第三者に行わせてはならない。ただし、書面により甲の承諾を得たときは、この限り でない。

(調査報告等)

- 第7条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対して本サービスの提供状況等について 調査し、若しくは報告を求め、又は乙の事務所その他本サービスの提供場所に立ち入る ことができる。
- 2 甲は、前項の規定による調査等の結果、乙の本サービスの提供に係る安全管理体制の 改善が必要と判断した場合は、乙に対してその改善を要請することができる。

(サービス利用の内容の変更)

第8条 甲は、この契約締結後の事情により、本サービス利用の内容を変更することができる。この場合において、甲は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは契約金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(サービス利用の中止)

- 第9条 甲は、必要があると認めるときは、本サービス利用の中止を乙に通知して、本サービス利用の全部又は一部を一時中止させることができる。
- 2 甲は、前項の規定により、本サービス利用を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは、履行期間若しくは契約金額を変更し、又は乙が本サービス利用の続行に備え本サービス利用の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき、若しくは乙に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(一般的損害)

第10条 この契約の履行について生じた損害(次条第1項及び第2項に規定する損害を除く。)は、乙の負担とする。ただし、当該損害のうち甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲がこれを負担しなければならない。

(第三者に及ぼした損害)

第11条 本サービスの提供を行うに当たり第三者に及ぼした損害について、当該第三者

に対して損害の賠償を行わなければならない場合は、乙がその賠償額を負担する。

- 2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額のうち、甲の指示その他甲の責めに 帰すべき事由により生じたものについては、甲がその賠償額を負担する。ただし、乙が 甲の指示等が不適当であること等甲の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれ を通知しなかったときは、この限りでない。
- 3 前2項の場合その他本サービスを提供するに当たり、第三者との間に紛争を生じた場合においては、甲乙協力してその処理解決に当たるものとする。

(甲の任意解除権)

- 第12条 甲は、この契約が満了するまでの間は、次条又は第14条第1項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、この契約を解除することができる。
- 2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより乙に損害を及ぼしたときは、 その損害を賠償しなければならない。

(甲の催告による解除権)

- 第13条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。
  - (1) 正当な理由がなく、本サービス提供を開始すべき期日を過ぎても本サービスを提供しないとき。
  - (2) 乙及その他使用人が甲の職務の執行を妨げたとき。
  - (3) 前2号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(甲の催告によらない解除権)

- 第14条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除する ことができる。
  - (1) 第6条第1項の規定に違反し、サービス利用料支払請求権その他甲に対する債権を譲渡したとき。
  - (2) 乙が本サービスを提供することができないことが明らかであるとき。
  - (3) 乙が本サービスの提供を拒絶する意思を明確に表示したとき。
  - (4) 乙の債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する 意思を明確に表示した場合において、既に履行した部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
  - (5) この契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。
  - (6) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、甲が前条の催告をしても 契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであると き。
  - (7) 第11号に規定する排除対象業者にサービス利用料支払請求権その他甲に対する債権を譲渡したとき。
  - (8) 第16条又は第17条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

- (9) この契約を実施する上で必要な法令の定めによる資格、許可若しくは登録等を取り消され、又は営業の停止を命ぜられたとき。
- (10) 乙又は乙が代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人として使用していた者が、この契約に関して公正な執行を妨げ、又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したと認められるとき。
- (11) 次のいずれかに該当する者(以下「排除対象業者」という。) であるとき。
  - ア 暴力団 (姫路市暴力団排除条例 (平成24年姫路市条例第49号) 第2条第1号 に規定する暴力団をいう。以下同じ。) 又は暴力団員 (姫路市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
  - イ 暴力団員が役員(法人等(法人その他の団体をいう。以下同じ。) において、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該法人等に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者をいう。以下同じ。) として経営に関与している者(実質的に関与している場合を含む。)
  - ウ 暴力団員を相当の責任の地位にある者(役員以外で業務に関し監督する責任を有する使用人をいう。以下同じ。) として使用し、又は代理人として選任している者
  - エ 次に掲げる行為をした者を、役員等(法人等にあっては役員その他経営に実質的に関与している者又は相当の責任の地位にある者をいい、個人にあってはその者又は経営に実質的に関与している者若しくは相当の責任の地位にある者をいう。以下同じ。)としている者
    - (ア) 自己若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を与えるため、暴力団若 しくは暴力団員の威力を利用する行為
    - (4) 暴力団又は暴力団員に資金的援助等の経済的便宜を図る行為
    - (†) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められる行為
    - (エ) (ア)から(ウ)までに掲げるもののほか、暴力団又は暴力団員と社会的に非難される 関係を有していると認められる行為
- (12) 第6条第2項ただし書の規定による第三者が行うサービス提供等(以下「第三者提供等」という。) について、その相手方が排除対象業者であることを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (13) 正当な理由なく、第23条第1項に規定する措置の求めに応じないとき、又は第24条第1項に規定する情報の提供を拒んだとき。
- (14) 雇用する労働者に対する賃金の支払について、乙が最低賃金法(昭和34年法律第 137号)第4条第1項の規定に違反したとして検察官に送致されたとき。
- (15) 個人情報取扱特記事項又は特定個人情報等取扱特記事項の定めがある場合は、これらに違反したとき。
- 2 甲は、前項各号に掲げる場合が乙の責めに帰すべき事由によるものであるときは、この契約を解除した場合において乙に損害が生じても、その責めを負わない。

(甲の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

- 第15条 甲は、第13条各号又は前条第1項各号に掲げる場合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、前2条の規定による契約の解除をすることができない。 (乙の催告による解除権)
- 第16条 乙は、甲がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行を催告し、 その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間 を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微で あるときは、この限りでない。

(乙の催告によらない解除権)

- 第17条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約の解除をすることができる。
  - (1) 第8条の規定による本サービスの提供内容の変更のため、契約金額が3分の1以上 増減したとき。
  - (2) 第9条第1項の規定による本サービスの提供中止の期間が契約期間の3分の1以上に達したとき。

(乙の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

- 第18条 第16条に規定する場合又は前条各号に掲げる場合が乙の責めに帰すべき事由 によるものであるときは、乙は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。 (甲の損害賠償請求等)
- 第19条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の 賠償を請求することができる。
  - (1) 契約期間内に本サービスを継続して提供することができないとき。
  - (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき、又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、契約金額の 10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
  - (1) 第13条又は第14条第1項の規定により、この契約が解除されたとき。
  - (2) 乙がその債務の履行を拒否したとき。
- 3 次に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
  - (1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人
  - (2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人
  - (3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)に規定する再生債務者又は同法の規定により選任された管財人等
- 4 第1項第1号又は第2項各号に掲げる場合(前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。)が、この契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項又は第2項の規定は、適用しない。
- 5 甲は、第1項第1号の規定に該当することにより生じた損害の賠償を請求するときは、 遅延日数に応じ、契約金額(履行が可分の契約で契約金額を分割して計算することがで

- きるときは、履行遅滞となった部分の契約金額について計算した額)につき、年3パーセントの割合で計算した額を請求することができる。ただし、特別の理由があると認めるときは、当該額の範囲内で相当と認める額を請求することができるものとする。
- 6 第2項の場合において、契約保証金(契約保証金に代えて提供された担保又は保険会社から支払われる保険金を含む。以下この条において同じ。)があるときは、甲は、当該契約保証金をもって違約金に充当するものとする。
- 7 前項の規定により契約保証金を違約金に充当した後になお余剰があるときは、当該余 剰に係る契約保証金は、違約金として甲に帰属する。
- 8 第1項又は第2項の場合において、甲は、損害賠償金又は違約金請求権その他乙に対する債権と乙のサービス利用料支払請求権その他甲に対する債権とを相殺することができる。
- 9 前項の場合において、相殺して、なお不足があるときは、乙は、甲の指定する期間内 に当該不足額を支払うものとする。
- 10 第8項の場合において、充当する債権の順序は、甲が指定するものとする。 (賠償の予約)
- 第20条 乙は、乙(乙が共同企業体であるときは、各構成員をいう。以下この条において同じ。)がこの契約に関して次の各号のいずれかに該当したとき、又は乙が代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人として使用していた者がこの契約に関して第4号又は第5号に該当したときは、契約金額の10分の2に相当する額を賠償金として、甲の指定する期間内に支払わなければならない。この契約を履行した後も同様とする。
  - (1) 乙が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体(独占禁止法第2条第2項に規定する団体をいう。次号において同じ。)が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。以下この条において同じ。)。
  - (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令 (これらの命令が乙又は乙を構成員とする事業者団体(以下「乙等」という。) に対 して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われ ていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。 次号及び次項第2号において同じ。) において、独占禁止法第3条又は第8条第1号 の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
  - (3) 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当する

ものであるとき。

- (4) 刑法 (明治40年法律第45号) 第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- (5) 刑法第198条の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙は、乙がこの契約に関して次の各号のいずれかに該当したとき、又は乙が代理人、 支配人その他使用人若しくは入札代理人として使用していた者がこの契約に関して第2 号に該当したときは、前項に規定する契約金額の10分の2に相当する額の賠償金のほか、契約金額の100分の5に相当する額を賠償金として、甲の指定する期間内に支払 わなければならない。この契約を履行した後も同様とする。
  - (1) 前項第1号に規定する確定した納付命令における課徴金について、独占禁止法第7条の3第2項又は第3項の規定の適用があるとき。
  - (2) 前項第2号に規定する納付命令若しくは排除措置命令又は同項第4号に規定する刑に係る確定判決において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
- 3 前2項の規定は、甲に実際に生じた損害の額がそれぞれ同項に規定する賠償金の額の合計額を超える場合において、その超過分につき、甲が、賠償金の請求をすることを妨げるものではない。
- 4 第1項及び第2項の場合において、乙が共同企業体であり、既に解散しているときは、 甲は、当該共同企業体の構成員であった全ての者に対して賠償金を請求することができ る。この場合において、当該構成員であった者は、甲に対して共同連帯して賠償金の支 払の義務を負うものとする。
- 5 第1項又は第2項の規定により乙が甲に支払うべき賠償金については、前条第8項の 規定を準用する。

(乙の損害賠償請求等)

- 第21条 乙は、甲が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の 賠償を請求することができる。ただし、当該各号に掲げる場合がこの契約及び取引上の 社会通念に照らして甲の責めに帰することができない事由によるものであるときは、こ の限りでない。
  - (1) 第16条又は第17条の規定によりこの契約が解除されたとき。
  - (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき、又は債務の履行が不能であるとき。

(第三者提供等からの排除)

- 第22条 甲は、乙がこの契約に関して第三者提供等を第三者に行わせせる場合において、 その相手方(以下「第三者提供等履行者」という。) が次の各号のいずれかに該当する ときは、乙に対して当該本サービスの提供等の解除その他必要な措置を講ずるよう求め ることができる。
  - (1) 排除対象業者であるとき。
  - (2) 雇用する労働者に対する賃金の支払について、最低賃金法第4条第1項の規定に違反したとして検察官に送致されたとき。
- 2 前項の場合において、当該措置により乙に損害が生じても、甲は、その責めを負わない。

(役員等に関する情報提供及び情報の利用)

- 第23条 甲は、乙(第三者提供等履行者を含む。) が排除対象事業者でないことを確認 するため、乙に対して、役員等の名簿その他の必要な情報の提供を求めることができる。 この場合において、乙は、正当な理由なくその提出を拒んではならない。
- 2 甲は、前項の規定による確認に当たり、乙から提供された情報を所轄の警察署に提供 し、その意見を聴くことができる。
- 3 甲は、姫路市暴力団排除条例第7条の趣旨に従い排除対象業者を排除するため、前項 の意見を、他の業務において利用し、又は外郭団体等を含む甲の関係部局と共有するこ とができる。

(不当介入に対する措置)

第24条 乙は、この契約の履行に当たり、排除対象業者から妨害その他不当な要求を受けた場合は、その旨を直ちに甲に報告するとともに、所轄の警察署に届け出て、捜査上必要な協力を行わなければならない。

(サービスの継続利用等)

第25条 甲は、契約期間を満了した場合は当該満了の日、又はこの契約を解除した場合は解除の日以降、本サービスを利用できないものとする。ただし、甲は、この契約の満了後も本サービスの利用を希望する場合は、契約満了の3箇月前までに書面により乙に申し出るものとする。

(特約事項)

- 第26条 甲は、契約期間の始期の属する年度の翌年度以後において、この契約に係る甲の予算の減額又は削除があったときは、この契約を変更し、又は解除することができる。
- 2 前項の規定によりこの契約を変更し、又は解除した場合において、乙に損害があると きは、乙は、その損害の賠償を甲に請求することができる。この場合における賠償額は、 甲乙協議の上定めるものとする。

(合意管轄)

第27条 甲及び乙は、この契約に関連して法律上の紛争が生じたときは、神戸地方裁判 所を第一審の専属管轄裁判所とすることに合意する。

(契約外の事項)

第28条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議の上定めるものとする。